

代理受領制度について

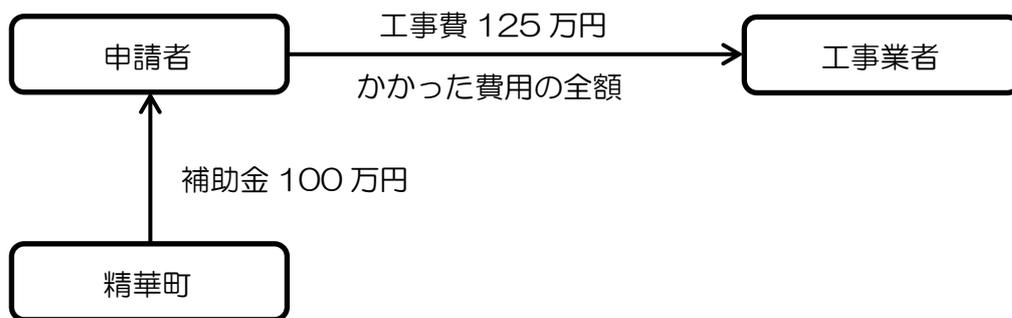
代理受領制度とは、申請者が木造住宅耐震改修等にかかった費用から補助金額を差し引いた金額を工事業者に支払い、申請者から委任された工事業者が補助金を受け取る制度です。

申請者は補助金相当額の現金を用意する必要がありません。

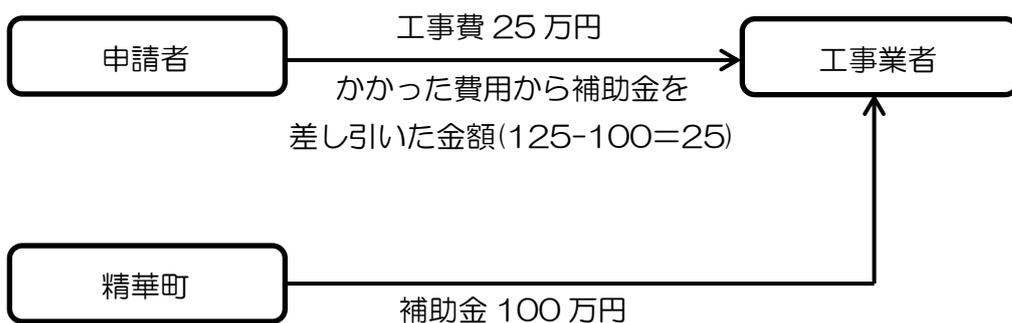
代理受領制度の一例

○工事費が125万円で補助金が100万円の場合

●通常の補助金の流れ



●代理受領制度を利用した場合の補助金の流れ



手続等

- ・代理受領制度の利用については、工事施工業者の同意のもと、申請者による選択が可能です。
- ・申請者から工事業者に自己負担分が支払われる時期と、精華町から工事業者に補助金が支払われる時期にタイムラグが生じます。

・補助金の交付決定後申請者と工事業者間で締結される契約書においては、支払い条項において特に代理受領についての記載は必要ありません。契約金額についても総工事費となります。

・実績報告時には自己負担分のみの領収書の添付となります。

・精華町から工事業者への支払い時には精華町に対する領収書は必要ありません。従って、契約金額と領収書の金額とは異なります。

・申請者が自己負担額を超える金額を工事業者に支払った場合は代理受領を利用できません。※上記の例において、自己負担額5万円のところ6万円支払った場合など